

参 考 資 料

資料 1 熊谷市緑化推進審議会（条例に基づく附属機関）

資料 2 用語の解説

資料1 熊谷市緑化推進審議会（条例に基づく附属機関）

(1) 委員名簿

（敬称略）

| 氏名 | 推薦団体 | 役職等 | 備考 |
|--------|----------------|-----------|-----|
| 鈴木 厚志 | 立正大学 | 地球環境科学部教授 | 会長 |
| 黒澤 三千夫 | 熊谷市議会 | 都市建設常任委員長 | 副会長 |
| 宮下 良夫 | 熊谷市自治会連合会 | 副会長 | |
| 岡田 博美 | くまがや共同参画を進める会 | 理事 | |
| 松本 泰典 | 熊谷商工会議所 | 議員 | |
| 吉田 妙子 | 熊谷市婦人会連盟 | 理事 | |
| 岩場 清 | 熊谷の環境を考える連絡協議会 | 副会長 | |
| 嶋田 有助 | 公募委員 | | |
| 鈴木 國昭 | 公募委員 | | |
| 依田 悦代 | 公募委員 | | |

（平成28年2月現在）

(2) 計画策定・改訂版策定（見直し）経過

【計画策定の経過】

| 回数 | 開催年月日 | 主な協議事項 |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 平成21年10月6日 | ・熊谷市緑の基本計画の策定について |
| 第2回 | 平成22年2月24日 | ・アンケート調査及び緑被率調査の結果報告について ・緑の施策体系の設定について ・基本理念（将来像）と基本方針の設定について |
| 第3回 | 平成22年10月5日 | ・基本方針について ・緑地の配置計画について ・緑地に関する施策の推進について |
| 第4回 | 平成22年12月21日 | ・緑地の保全及び緑化を推進する地区について ・計画の推進について |
| 第5回 | 平成23年3月18日 | ・熊谷市緑の基本計画（案）について |

【改訂版策定経過（中間見直し）】

| 回数 | 開催年月日 | 主な協議事項 |
|-----|------------|----------------------|
| 第1回 | 平成27年6月26日 | ・熊谷市緑の基本計画改訂版の策定について |
| 第2回 | 平成27年12月 日 | ・熊谷市緑の基本計画改訂版（案）について |

資料2 用語の解説

〈あ行〉

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準とする。

〈か行〉

街区公園

主として街区内の居住者の利用を目的とした公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準とする。

河川区域

一般に、堤防の川裏の法尻から対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地。

環境基本計画

環境基本法に基づき、環境行政を総合的、計画的に進めるための基本計画。

企業立地促進法

正式名称は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律で、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展を図ることを目的とした法律。

近隣公園

主として近隣の居住者の利用を目的とした公園で、誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準とする。

熊谷市都市環境改善基本計画

環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくりを推進していくため、主に中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした計画。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。

景観計画

市町村の景観形成における総合的な指針となるもので、総合振興計画や都市計画マスタープランなどの関連計画及び関連法令と調整・整合が図られた計画。

景観地区

景観法に基づき、地方公共団体が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区。

景観緑三法

2005年6月に全面施行された「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3法の総称。

広域公園

主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準とする。

公園サポーター制度

熊谷市が管理する都市公園や子供広場等において、ボランティアで美化活動を行う自治会や団体等と協定を締結し、市民と行政が協力して快適な公園の維持・保全を図るとともに、公園愛護意識の高揚を図ることを目的とした制度。

公園施設長寿命化計画

公園施設の安全対策の強化及び改築・更新費用の低減・平準化を図るために、既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うための計画。

公開空地

ビルやマンションなどの開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域。

公共空地

一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており公園緑地に準じる機能を持つ施設。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう定めた法律。一定規模以上の工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率（準則）が定められており、工場の新・増設等を行う際は事前に届出をすることとされている。

〈さ行〉

里山

奥山自然地域と都市地域の間中に位置し、人為的に維持されてきた二次林とその周辺の農地、ため池、草原等で構成される地域。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

史跡

文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本の歴史の正しい理解に欠くことができず、またその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

施設緑地

地方自治体が都市計画区域内に設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき設定されている原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。

自然公園

自然公園法により定められた公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、一定の区域を画して指定される公園。

児童遊園

児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。

市民農園

都市住民が、レクリエーション活動のために小面積の農地を利用して野菜づくりなどを行う農園。

市民緑地

都市計画区域内の300m²以上の一団の土地の所有者からの申請に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構が土地所有者との契約を締結し、5年以上の期間で住民の利用に供する緑地。

住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園。

生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定された地区。

絶滅危惧種

乱獲や、環境汚染、宅地や産業地域の開発などによって住処を失い、絶滅の危機にある生物種。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準とする。

総合振興計画

長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、市政運営の最も基本となる計画。

〈た行〉

対象民有林

地域森林計画の対象となっている民間が所有する森林。

地域森林計画

都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地域制緑地

一定の区域に対し、良好な自然環境などの保全を図ることを目的に、法律などでその土地利用を規制する緑地。

地区計画制度

地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度。

天然記念物

文化財保護法によって指定される記念物のうち、学術上貴重で、日本の自然を記念する動物、植物、地質鉱物。

特別に緑地の保全をすべき地区

熊谷市緑の基本計画において、伝統的・文化的・自然的な価値の高い緑を適切に保全するために指定される地区。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

都市基幹公園

1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が設置する公園で、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園など14種類がある。

都市公園法

地方公共団体が都市公園を設置し、管理するための基準を示す法律。都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全および緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律。

都市緑地保全法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に昭和48年に制定された法律。平成16年の都市緑地保全法等の一部改正に伴い都市緑地法に改称された。

〈な行〉

農用地区域

農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的条件を考慮して農業の振興を図るために県知事が指定する地域。

〈は行〉

ヒートアイランド現象

都市域において、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加や、冷暖房などの人工廃熱の増加などにより、都市域の温度が郊外と比べて高くなる現象。

風致地区

都市計画法に基づき、都市内外の自然美を

維持保存するために創設された制度。

フェーン現象

湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。又は、上空の高温位の空気塊が、力学的に山地の風下側に降下することにより、乾燥し気温が高くなる現象。

保安林区域

森林法に基づき、公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと。

保存樹

市町村長が指定する、樹種や樹齢は問わず、幹回り1.5m以上、高さ15m以上の老樹・巨木。

保存樹林

市町村長が指定する、群生している枝葉の面積が500m²以上ある森林。

〈ま行〉

緑のマスタープラン

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

2004年6月に改正・名称変更した都市緑地法以前の都市緑地保全法に基づく、緑の基本計画の前身として位置づけられるもの。

民間施設緑地

私有地で公園緑地に準じる機能を持ち公開を原則としている施設。

名勝

文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本のすぐれた国土美として欠くことができず、風致景観の優秀なもの、また芸術的・学術的価値の高いもの。

〈や行〉

谷地

台地、丘陵が浸食されてできた谷底の低湿地、砂丘間の低湿地などを指す。

〈ら行〉

緑化重点地区

熊谷市緑の基本計画において、市街化区域内で緑化の推進に重点的に取り組む地区。

緑化地域

用途地域が定められている都市計画区域内において、緑化の推進の必要があるとして、都市計画で敷地面積に対する緑地の割合の最低限度を定めた地域のこと。

緑化届出制度

都道府県知事や市町村長が定める一定規模以上の開発計画や建築計画等の際に、緑化計画を提出する制度。

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意により、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。

緑地協定制

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で地域の方々の協力により良好な環境が形成される。（都市緑地法第45条、第54条）

緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づき、都市計画で定められた良好な自然環境の形成に必要な地域。

緑地保全地区

熊谷市緑の基本計画において、市街化調整区域内で、既存の緑を適切に保全するために指定する地区。

緑被

樹木・芝・草花などの植物や河川・湖沼などの水面によって被われた場所について航空写真などを用いて分類した区域。

緑被率

一定の敷地における緑に被われた区域（緑被）の割合。

歴史公園

史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置される。

